

立川市移動支援事業について（令和6年4月～）

令和6年4月より、移動支援事業の利用範囲を拡充するとともに、ヘルパーの報酬単価を引き上げ、利便性の向上につなげます。

これまで利用できなかった

- ★通学の時に
- ★障害福祉サービスの通所の時に
- ★自宅以外の場所から
- ★自宅以外の場所へ

ご利用できるようになりました。

移動支援ヘルパーの報酬単価を引き上げます。

2,000 円/時間⇒2,300 円/時間



